

地球環境保全試験研究費評価委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 13 日
環境省地球環境局長
令和 6 年 4 月 11 日
一 部 改 正

(目的)

第 1 条 地球環境保全試験研究費に係る評価実施要領第 4 条第 1 項及び第 9 条に基づき、地球環境保全試験研究費に係る評価を実施するため、地球環境保全試験研究費評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 評価委員会は、以下の事項を審議する。

- 一 地球環境保全試験研究費に係る評価に関すること
- 二 その他地球環境局総務課気候変動科学・適応室（以下「科学・適応室長」という。）が評価委員会の審議を必要と認める事項に関すること

2 前項第 1 号の評価については、科学・適応室長の意見も踏まえつつ実施する。

(評価委員会委員)

第 3 条 評価委員会は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は、環境研究開発に関する専門家及び有識者の中から地球環境局長が委嘱し、審議すべき研究開発課題ごとの審議を担当する委員の割り振りは気候変動科学・適応室長が決定する。

3 委員の委嘱期間は、委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

4 委員は、満 75 歳をもって定年とし、満 75 歳となった年度の翌年度以降は原則として再任しない。

5 委員会開催時には、評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 委員長は委員の互選によって選任し、副委員長は委員長が指名する。

7 委員長は、企画委員会の事務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務)

第 4 条 評価委員会の事務は、地球環境局総務課気候変動科学・適応室において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項については、気候変動科学・適応室長がこれを定める。